

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「みずほエマージングボンドオープン」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成 19 年 5 月 30 日に設定し、投資信託証券への投資を通じ、実質的にエマージング諸国の通貨、現地通貨建ての短期金融商品等に投資を行い、先進国債券に比べ高いインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、平成 29 年 5 月末時点の純資産総額が約 6.5 億円と信託約款に定める繰上償還の基準となる信託財産の純資産総額（30 億円かつ当初募集金額の 10 分の 1 の金額）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 平成 29 年 8 月 17 日
- ・ 異議申立期間 : 平成 29 年 8 月 17 日～平成 29 年 9 月 25 日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 平成 29 年 9 月 26 日
- ・ 買取請求期間 : 平成 29 年 10 月 4 日～平成 29 年 10 月 23 日
- ・ 繰上償還日（予定） : 平成 29 年 11 月 15 日

3. 異議申立て手続きについて

平成 29 年 8 月 17 日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、平成 29 年 8 月 17 日から平成 29 年 9 月 25 日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成 29 年 8 月 17 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 11 月 15 日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 29 年 8 月 17 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
アセットマネジメント One 株式会社